屋久島山岳部利用の管理体制について:検討会後のあり方(土屋私案)

屋久島の様々な関係者・機関が合意形成や管理行為に関わりを持ちながら、自然環境の保護と質の高い利用体験の提供を実現していくためには、よりよい管理(順応的管理)を行っていく体制を構築することが必要である。

しかし、事務局案として提示した【資料 6 】では、具体的な管理体制の将来像をイメージすることが難しいと思われるため、それを補完する資料として、座長が私案として将来及び直近の管理体制を提示し、検討会での議論を活発化させていきたいと考えた。

具体的には、本検討会の後継となる世界遺産地域・国立公園を総合的に管理する協議会を主体とした管理体制の構築を最終的な目標としたい。一方、屋久島には世界遺産地域科学委員会、地域連絡会議や個別課題へ対応する協議会、WG・検討会などの既存の枠組みがあることから、当面は各機関が連携しつつ、既存の枠組みを活用した管理体制とすることを座長私案として提示する。

以下には、1)管理体制の将来像、2)それぞれの組織の機能・役割、3)当面(令和3年度以降)の措置について記載している。この検討会での5年間にわたる議論の蓄積は、たいへん貴重でかけがえのないものであり、その成果は今後の屋久島の世界遺産地域・国立公園の管理に必ず活かしていかなければならない。そして、そのためには、検討会での合意内容を実施に移していくための器としての管理体制の構築がぜひとも必要であり、その骨子については、検討会存続中に合意しておくことが必須であると考える。

1) 管理体制の将来像

国立公園域について世界遺産地域並みの管理運営を目指す。従って、新体制における管理の対象は、世界遺産地域と国立公園地域を包含する範囲とし、総合的に管理する体制を構築する。体制の名称を「屋久島総合保全地域」(仮称)とする。総合保全地域には、①協議会、④科学委員会を設置し、協議会は総合保全地域管理運営計画(仮称)を策定する。地域は、環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町の4者の協定によって成立する。

既存の世界遺産地域連絡会議、科学委員会、遺産地域管理計画は今後も存続する。また、国立公園域には、総合型協議会を新設し、国立公園管理運営計画も協議会によって新規策定される。ただし、実際の保全地域内の各種管理案件は、保全地域協議会で、保全地域科学委員会の助言に基づいて、協議・決定され、また保全地域管理運営計画として計画化され、科学委員会によってモニタリングされる。

世界遺産地域管理計画、国立公園管理運営計画は、前者は遺産地域内、後者は遺産地域外・国立公園内について、それぞれ保全地域総合管理計画の内容に準拠して記載される。ただし、国立公園管理運営計画のいわゆる許認可取扱方針については、国立公園の総合型協議会で別途協議決定する。

2) 屋久島山岳ビジョンの実現にむけて

屋久島山岳ビジョンは、上記「屋久島総合保全地域管理運営計画」の一章として、そのまま組み込まれる。ビジョンの実施過程における進行管理およびビジョン改訂作業は、総合保全地域管理運営

協議会のもとに置かれる利用部会が科学委員会と連携しつつ実施し、ビジョンの改訂は協議会が決定する。

協議会の下に、屋久島山岳ビジョンにもとづいて山岳部管理を担う<u>②実行組織</u>を置く。さらに、現場での施設等の維持管理は、現場担当者レベルで組織された<u>③「共同体」</u>によって、当面は荒川口から大株歩道始点までの山岳部利用の関連全施設の維持管理にかかる事業について、各主体が本務として実施できる体制を作る。

- 2) それぞれの組織の機能・役割、課題について
- ①屋久島総合保全地域管理運営協議会

◆ 機能・役割

改革後の遺産地域の地域連絡会議の構成員を包含し、国立公園関係を含めたより広範囲の利害 関係者で構成される。新設される国立公園の総合型協議会の構成員も全員包含される。主な役割 は、総合保全地域管理計画を策定し、その実施に関して進行管理を行うこと。協議会事務局は協 定に参加した行政4者が交代で務める。

なお、遺産地域連絡会議、国立公園の総合型協議会については、総合保全地域管理運営協議会 開催時に同時開催とし、個別の単独開催は基本的に行わない。

◆ 課題

国立公園は環境省の管轄、世界遺産地域は環境省、林野庁、文化庁、鹿児島県、屋久島町の共管であり、新設の総合保全地域が環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町の協定に基づくとすると、 その調整が課題だが、現実には協定4者が管理を担っており、問題にはならないか。。

②実行組織 「屋久島 山・里・海財団」(仮称)

♦ 機能・役割

現在のエコツーリズム推進協議会及び山岳部保全利用協議会の機能を継承する。

屋久島町を主とした出捐により財団を設立。町が行う様々な国立公園、遺産地域関連の業務の 委託を受け統合的に管理運営。科学委員会の実施するモニタリングの受託、総合保全地域管理運 営協議会の事務局機能も担う。

◆ 課題

人材と資金をどう調達するかが鍵。鹿児島県の環境文化村財団との棲み分けも考えて行く必要がある。

③荒川登山口·大株歩道入口間施設維持管理共同体(仮称)

◆ 機能・役割

荒川登山口から大株歩道入口までの山岳部利用の関連全施設(トコッロ敷、トロッコ、トロッコ軌道、トロッコ沿線の橋梁等施設、既設トイレ、携帯トイレブース等)の維持管理に関わる行政機関の現場担当レベルの組織とする。

規約を制定し、各主体の事業について、情報交換、許認可への配慮、作業等への協力等が、各

主体の本務として実施できる体制を作る。

◆ 課題

下記「認識」が関係行政各機関に共有されているか(屋久島山岳ビジョンの内容に同意しているということは、共有されているはずだが)。

共同体構成の各機関が、山岳部の適切な利用について、応分の負担をしつつ、推進していくことを自らの任務と理解しており、そのためには各機関の協働が欠かせないことを認識していること。 特に、縄文杉ルートの利用関係の関連全施設の維持保全が必要であることを認識していること。

④総合保全地域科学委員会

◆ 機能・役割

遺産地域科学委員会の継承・発展組織。新たに、屋久島山岳ビジョン関係のモニタリング評価も担うことから、利用・景観・民俗系の委員の増員が必要。対象は、狭義には国立公園域までを対象区域とするが、事実上、屋久島全島について、順応的管理のためのモニタリング機能を担い、管理運営協議会への提言権を有する。

委員長は管理運営協議会の正式メンバーとする。

科学委員会の中で、個別課題を検討する場としては、ヤクシカ WG、高層湿原保全対策検討会(WG)の他に、山岳ビジョンのモニタリングを担う利用 WGを設置。

- 3) 当面(令和3年度以降)の措置について(図1参照)
- ・山岳部あり方検討会で検討できなかった事柄について引き続き検討する場を確保するため、当面、 遺産地域連絡会議の下に<u>④山岳部利用のあり方検討部会</u>をおく。検討内容は、事前レクチャー制度、 携帯トイレ使用・処分システム等を協議し、地域連絡会議へ提案する。

(「山岳部利用のあり方検討部会」が置けない場合には、設置予定の<u>⑤管理計画策定作業部会</u>で当面 議論することとする。)

- ・荒川登山口から大株歩道入口までの山岳部利用の関連全施設(トコッロ敷、トロッコ、トロッコ 軌道、トロッコ沿線の橋梁等施設、既設トイレ、携帯トイレブース等)については、維持管理のための、関係者による⑥共同体を立ち上げ、規則を制定して、運用を開始する。
- ・遺産地域科学委員会で屋久島山岳ビジョンに基づいた、山岳部利用のモニタリングと順応的管理を行う

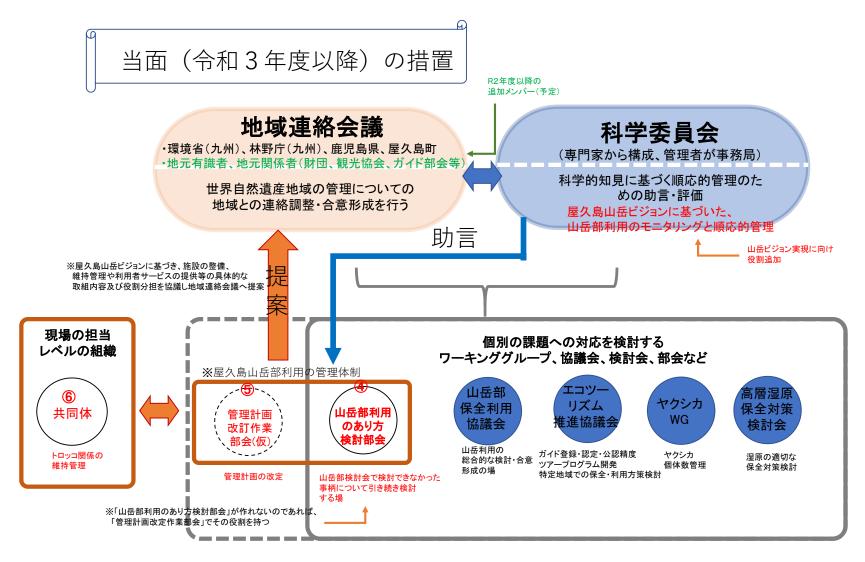


図1 当面(令和3年度以降)の措置